平成２２年（ヒ）第５０２号
福島県会津若松市千石町４番16号
清算株式会社　株式会社エフディーコーポレーション
清算人　藤田　浩司
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所会津若松支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第４号
岐阜県下呂市萩原町西上田1393番地の１
清算株式会社　飛騨川興業株式会社
代表清算人　阪下　六代
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、清算会社が平成22年５月24日まで経営していた飛騨川カントリークラブの会員が有する債権で、協定債権者である株式会社ハウテック（以下「関連会社」という。）が有する債権を除いたものをいう。
２　一般債権の免除
⑴　一般債権については、平成22年５月24日締結の清算会社から関連会社への事業譲渡契約に伴ない、同日、関連会社による重畳的債務引受がなされたが、本協定認可決定確定後は、関連会社が免責的に債務を引受け、次の方法によって、単独で全額弁済をする。弁済時の振込手数料は、関連会社の負担とする。
①　会員資格保証預り金の全額が未償還の一般債権者に対し
上記預り金の額面を三等分し、平成23年６月、同24年６月、同25年６月の３回で弁済する。
②　すでに上記預り金のうち３分の１が償還された債権者に対し
残額を二等分し、平成24年６月、同25年６月の２回で弁済する。なお、各年の弁済時においては、当該年の年会費（１万円）の対当額を相殺処理した後の弁済額とする。
また、平成16年から同22年までの年会費は徴収しない。
⑵　⑴より、一般債権は、本協定認可決定確定時において、清算会社に対し全額免除となる。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社ハウテックが有するものをいう。
２　関連会社債権についての弁済と免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定時において、債権額の0.437パーセントに相当する金310万1612円の弁済を受け、その余の全額を免除する。弁済時の振込手数料は、清算会社の負担とする。
岐阜地方裁判所高山支部

管財人選任

平成２２年（ミ）第４号
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
更生会社　ジャパンサイクル株式会社
主文　管財人として
東京都渋谷区初台１丁目17番３―201号
岡本　高彰
を選任する。
平成22年８月30日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画認可

平成２２年（ミ）第１号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社ホテル関西
平成２２年（ミ）第２号
大阪市北区兎我野町９番15号
更生会社　株式会社関西エコノミー
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生会社２社の概要（省略）
第２章　更生手続開始申立てに至る事情（省略）
第３章　保全管理命令から更生手続開始決定までの経緯（省略）
第４章　業務及び財産に関する経過と現状等（省略）
第５章　更生計画案作成に至る経過（省略）
第６章　更生計画案の基本方針（省略）
第７章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済方法
第１節　更生担保権に関する権利の変更及び弁済方法
更生会社２社については、いずれも、更生担保権はない。
第２節　ホテル関西の優先的更生債権に関する権利の変更及び弁済方法
１　租税等の請求権
⑴　確定債権額
租税等の請求権者及び租税等の請求権の額は、別紙８「租税等の請求権納付計画表（ホテル関西）」の「債権者名」及び「確定債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである（なお、以下では、延滞税、利子税及び延滞金を「延滞金等」という。）。
ア　租税等の請求権者総数　４名
イ　租税等の請求権総額
金282万0430円及び額未定
（内訳）
本税、督促手数料、延滞金等（更生手続開始決定の日の前日まで）
金282万0430円
更生手続開始決定の日以降の延滞金等
額未定
⑵　権利の変更
別紙８「租税等の請求権納付計画表（ホテル関西）」記載の請求権について、更生計画認可決定の時に、
ア　更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定がある場合は、その決定の日）までに生じる延滞金等
イ　更生計画認可決定の日の翌日から完納の日までに生じる延滞金等
のそれぞれについて、全額の免除を受ける。
⑶　弁済方法
上記⑵による免除後の残額（別紙８「租税等の請求権納付計画表（ホテル関西）」の「納付額」欄記載の金額）を、更生計画認可決定確定の日から２か月以内に一括して納付する。
２　労働債権
確定した優先的更生債権（労働債権）はない。
第３節　関西エコノミーの優先的更生債権に関する権利の変更及び弁済方法
１　租税等の請求権
⑴　確定債権額
租税等の請求権者及び租税等の請求権の額は、別紙９「租税等の請求権納付計画表（関西エコノミー）」の「債権者名」及び「確定債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
ア　租税等の請求権者総数　２名
イ　租税等の請求権総額
金264万3086円及び額未定
（内訳）
本税、督促手数料、延滞金等（更生手続開始決定の日の前日まで）
金264万3086円
更生手続開始決定の日以降の延滞金等
額未定
⑵　権利の変更
別紙９「租税等の請求権納付計画表（関西エコノミー）」記載の請求権について、更生計画認可決定の時に、
ア　更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定がある場合は、その決定の日）までに生じる延滞金等
イ　更生計画認可決定の日の翌日から完納の日までに生じる延滞金等
のそれぞれについて、全額の免除を受ける。